

## 令和3年度 行田市・貸切バスによる団体型旅行促進事業助成金 交付要綱

### ■趣旨

第1条 この要綱は、行田市外の旅行会社が実施する団体型旅行の造成および催行を促進し、期間内の交流人口を増やし市内事業者に対して間接的に支援を行うとともに、本市の観光素材を広く知らしめることを目的とした「令和3年度 行田市・貸切バスによる団体型旅行促進事業助成金」の実施に必要な事項について定める。

### ■助成内容

第2条 旅行業法に基づく登録を受け、助成対象条件に該当する貸切バスを利用した市外発着の団体型旅行を催行した場合に、予算の範囲内で助成金を交付する。

### ■対象条件

第3条 対象となる旅行は、以下の内容をすべて満たす旅行とする。

#### (1) 対象者

旅行業法の規定による第一～三種、および地域限定旅行業の登録を受けている旅行会社。

#### (2) 対象期間

令和3年7月1日（木）から令和4年2月28日（月）の期間内に催行する旅行であること。

#### (3) 対象内容

- ・日本旅行業協会や貸切バス旅行連絡会が作成する「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」に基づき、適切に実施される旅行であること。
- ・行田市以外の発着地から往復ともに貸切バスを利用して催行する団体型旅行であること（複数人数であれば「募集型企画旅行」、「受注型企画旅行」、「手配型旅行」を問わない）。
- ・上記に定める期間中に①～③のいずれかの要件を満たすもの

① 市内の宿泊施設に1泊以上宿泊すること

② 市内の食事施設で食事または弁当を手配すること※1,000円以上

③ 市内有料施設（さきたま史跡の博物館、行田市郷土博物館、古代蓮会館タワーの内）1ヶ所入館+売店（古代蓮の里売店、観光物産館ぶらっと♪ぎょうだの内）1ヶ所立寄（最低30分）すること

※GO TO トラベルキャンペーン併用可

#### (4) パンフレット等への記載事項

募集に際してパンフレット、ホームページ等に、行田市の団体型旅行促進事業助成金を活用した旅行商品である旨を明記。手配型の場合、顧客に告知すること（明記されない場合は、助成金を交付できません）。

【記載方法】国の交付金を活用している旨の記載 下記の記載例に準ずる内容をパンフレット、見積書等に記載すること。（記載例） 【本ツアー価格は、行田市の団体型旅行促進事業助成金による割引が反映されています。】

#### (5) 対象外旅行について

- ・有料施設の見学料が発生しない旅行

## ■助成額

第4条 助成額は、以下のとおりとする。

- ・観光客一人あたり 2,000 円（税込）

第5条 1 助成対象者あたりの限度額は 3,000,000 円までとする。ただし、執行状況により調整する  
場合がある。

## ■助成金の申請

第6条 助成金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、催行する旅行ごとに、  
別紙1「貸切バス利用による団体型旅行促進助成金 交付申請書」を、旅行催行日初日の14日前  
までに、事務局あて提出すること。また、必ず立寄場所と時間のわかる行程表を添付すること。

## ■交付の決定

第7条 事務局は、助成金交付申請書の提出された際、内容を審査し、予算の範囲内において交付の  
可否を決定の上、別紙2「貸切バス利用による団体型旅行促進事業助成金 交付決定通知書」によ  
り申請者あて通知する。

## ■変更の報告

第8条 申請者は、助成申請額が変更となる場合は、速やかに事務局あて報告すること。

## ■実績報告

第9条 申請者は、旅行の最終催行日から30日後または令和4年3月10日のいずれか早い期日ま  
でに、以下に掲げる書類を事務局あて提出すること。

2 複数月に渡って催行される旅行については、催行月ごとに、当該月分の旅行に限り、助成金の  
請求を行うことができる。なお、その場合は、翌月10日までに、以下に掲げる書類を事務局あて  
提出すること。

	提出書類	備 考
①	貸切バス利用による団体型旅行促進助成金 実績報告書兼請求書（別紙3）	
②	各施設が発行する証明書（別紙4）	
③	旅行行程表	各旅行会社のもので可。
④	貸切バス利用による団体型旅行促進助成金 請求書（別紙4）	

## ■助成金の額の確定・支払

第10条 事務局は、実績報告の内容を審査し、適当と認められる場合は、交付すべき助成金の額を  
確定の上、別紙5「貸切バス利用による団体型旅行促進助成金 交付金額確定通知書」により申請者  
あて通知するとともに、速やかに請求書に記載の銀行口座に助成金を入金することとする。この場  
合、振込手数料については、事務局が別に負担する。

■交付決定の取消

第 11 条 事務局は、助成金の交付決定後に、申請者による申請内容等に虚偽が認められ不正に助成金の交付を受けたことが判明した場合は、当該助成金の交付決定額の全部又は一部を取り消すものとし、既に助成金が支払われている場合は、助成金の交付を受けた申請者は、取り消しに係る助成金を速やかに返還すること。

■事業の終了

第 12 条 助成金の交付決定額が予算額に達した場合は、その時点でこの事業を終了する。ただし、交付の決定を受けた申請者が、申請内容の変更または中止をした場合はこの限りではない。

■その他

第 13 条 この要綱に定めのない事項については、事務局が別に定めることとする。